

松江市建設工事事後審査型制限付一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市の建設工事の請負契約について事後審査型制限付一般競争入札を執行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、原則として請負対象設計金額が2,000万円以上の工事とする。ただし、災害等により緊急に工事を発注する必要がある場合、特殊な工事の発注において入札参加者が限定される場合その他市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(入札の公告)

第3条 松江市財務規則（平成17年松江市規則第47号。以下「財務規則」という。）第51条に基づき、契約検査課において掲示その他の方法により公告するものとする。

(競争参加の資格)

第4条 財務規則第47条の「入札に参加する者に必要な資格」として次の条件をすべて満たす者であることを公告するものとする。

- 一 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
 - 二 当該工事について、松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成17年松江市告示第14号。以下「審査要綱」という。）第2条第2項の入札参加資格を有する者であること
 - 三 当該工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者等が適正であること
 - 四 公告の日から入札書等の提出期限の日までの間に、松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと
- 2 工事の性質等により、前項各号の条件のほか、必要に応じて次の条件を設定することができる。
- 一 地理的条件（営業所の所在地）
 - 二 工事の施工実績その他工事の施工能力を確保するために必要な条件
- 3 第1項第2号及び第3号並びに前項の条件は、当該工事の状況に応じ、公告においてできるだけ具体的に明示するものとする。
- 4 第2項第1号の条件は、松江市建設工事入札参加者等選定要領（平成17年松江市告示第17号。以下「選定要領」という。）第2条第2号及び第3号の規定に準じて設定するものとする。

(資格の決定)

第5条 前条に規定する資格は、審査会（選定要領第3条第2項第4号の入札参加者指名審査会をいう。以下同じ。）の議を経て決定するものとする。

(共同企業体の取扱い)

第6条 事後審査型制限付一般競争入札には、特別共同企業体を参加させることができるものとする。

- 2 前項の場合においては、松江市建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱（平成17年3月31日松江市告示第18号。以下「共同企業体要綱」という。）の規定を準用するものとする。
- 3 特別共同企業体を参加させる場合には、その旨及び構成員の数、組み合わせ、技術的要件、出資比率要件、代表者要件その他必要と認められる事項を公告において明示するものとする。

(競争参加資格確認申請書の提出)

第7条 事後審査型制限付一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期限までに次に掲げる書類(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、公告において提出を要しないことが明らかな書類については、この限りでない。

- 一 競争参加資格確認申請書(事後審査型)(様式第1号)
 - 二 施工実績調書(様式第2号)
 - 三 配置技術者届(様式第3号)
 - 四 業態調書(様式第4号)
 - 五 工事の施工能力に関する資料
- 2 前項第2号及び第3号の書類には、記載内容を証明する工事カルテ、資格証の写し等を添付するものとする。
 - 3 特別共同企業体を結成して参加する場合は、共同企業体要綱第6条に規定する書類も併せて提出するものとする。
 - 4 前3項の旨は公告において明示するものとする。
 - 5 申請書は、電子調達システム(松江市電子入札運用基準において定義する電子調達システムをいう。以下同じ。)又は郵送等により提出する。ただし、特別共同企業体を結成して参加する場合は、当該特別共同企業体の代表者が提出者となるものとする。
 - 6 申請書の作成等に要する費用は提出者の負担とするものとする。
 - 7 提出された申請書は返却しないものとする。
 - 8 提出された申請書は提出者に無断で競争参加資格の確認以外の用途に使用してはならない。
 - 9 申請書に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
 - 10 申請書の受付期間及び受付場所、問合せ先、その他申請書の提出に関し必要と認められる事項は公告において明示するものとする。

(申請書の受付)

第8条 電子調達システムにより申請書の提出を受けた場合は、電子調達システムにより、受付票を発行するものとする。

- 2 郵送等により申請書の提出を受けた場合は、電送(ファクシミリ)等により、受付票を発行するものとする。

(設計図書等の配布等)

第9条 設計図書等は公告後速やかに入札情報サービス(松江市電子入札運用基準において定義する入札情報サービスをいう。以下同じ。)において配布するものとする。

- 2 設計図書等の配布が、前項に定める方法により難しい場合は販売するものとし、販売の期間及び場所は公告において明示するものとする。

(質問等)

第10条 設計図書等に対する質問は、原則として設計図書の配布又は販売を開始した日の翌日から、開札日の7日(休日を含まない。)前までに電子調達システム又は書面により提出するものとする。ただし、見積期間を短縮した場合は、4日(休日を含まない。)前までとすることができる。

- 2 前項の質問に対する回答は、原則として質問書の提出期限の翌日から起算して2日(休日を含まない。)後までに、入札情報サービス又は書面により回答するものとする。
- 3 前2項の旨並びに質問書の受付期間は、公告において明示するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札には、所定の期限までに申請書を提出した者を参加させるものとする。

- 2 入札の結果、予定価格以下の金額での応札があった場合、入札執行者は、落札決定を保留し、後日最低価格入札者から順に入札参加資格審査を行い、落札者を決定することを通知して入札を終了するものとする。調査基準価格を下回る金額での応札があった場合は、低入札価格調査を実施するため落札決定を保留する旨を併せて通知するものとする。
- 3 前2項の旨は、公告において明示するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第12条 入札保証金及び契約保証金は、財務規則の定めるところによるものとし、この旨は公告において明示するものとする。

(入札の無効)

第13条 次の入札は無効とするものとする。

- 一 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 二 虚偽の申請を行った者のした入札
- 三 入札に関する条件に違反した入札
- 四 申請書の提出期限の日の翌日から入札の時点までに指名停止要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札
- 五 その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札

(競争参加資格の確認及び落札者の決定)

第14条 入札執行者は、落札を保留し入札を終了したときは、有効な入札をした者を対象として、最低価格入札者から入札価格の低い順に、第4条に規定する競争参加資格を満たしているか確認し、競争参加資格を満たしている者が1名確認できるまで行うものとする。

- 2 競争参加資格の審査は、競争参加資格審査結果調書により取りまとめ、入札調書等とともに契約検査課で保管するものとする。
- 3 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、第2項の審査において競争参加資格がないと認められた場合、及び低入札価格調査を行う場合はこの限りでない。
- 4 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電子調達システム等の方法により通知し、競争参加資格がないと認められた者については、審査会の議を経て競争参加資格審査結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 5 前4項の旨は公告において明示するものとする。

(競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第15条 競争参加資格がないと認められた者は、原則として、前条第4項の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式第6号）により競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、審査会の議を経て書面（様式第7号）により回答するものとする。
- 3 前2項の旨は、公告において明示するものとする。

(入札結果等の閲覧)

第16条 事後審査型制限付一般競争入札に付した工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条の定めるところによるほか、次のとおり入札結果等に関する書類を閲覧に供するものとする。

- 一 申請書を提出した業者名を記載した書類
- 二 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由を記載した書類
- 三 入札者名、入札の経緯及び最終入札結果を記載した書類

(総合評価方式による入札)

第17条 総合評価方式により入札を行う場合は、第14条は適用せず、別に定めるところにより行う。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事の入札に適用する。

附 則

この要領は、平成18年12月12日から施行し、同日以後に公告を行う工事の入札に適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月3日から施行し、同日以後に公告を行う工事の入札に適用する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行し、平成19年8月22日以後に公告を行う工事の入札に適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事の入札に適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事の入札に適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事の入札に適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事の入札に適用する。